

# 令和4年度 焼津市災害時初動訓練実施計画

焼津市 防災部 地域防災課

## 1 目的

災害発生直後の迅速・的確な初動対応の実施による自助・共助のさらなるレベルアップを目的に取り組む。沿岸部においては津波避難、内陸部では避難訓練や避難所受付開設訓練など、各地域の災害特性に対応した実動訓練、並びにコロナ禍等、感染症対策を踏まえた訓練を行う。

## 2 実施対象地域

全自主防災会

【津波避難訓練対象地域：31 自主防災会】

焼津地区

- ・焼津第1, 2, 3, 4, 5, 6 自主防災会
- ・小川第11, 12, 13 自主防災会
- ・東益津第15, 16, 17 自主防災会
- ・港第14, 23 自主防災会
- ・和田第21, 22 自主防災会

大井川地区

- ・飯淵第2, 3 自主防災会
- ・利右衛門第1, 2, 3 自主防災会
- ・吉永第1, 2 自主防災会
- ・高新田第1, 2, 3, 4 自主防災会
- ・藤守第2, 3, 4 自主防災会
- ・下小杉自主防災会

## 3 日時

令和5年3月5日(日) 午前9時00分から10時30分

※ 訓練開始前(8時30分)に同報無線による事前広報放送を行う。

※ 訓練開始時(9時00分)に同報無線による地震発生合図の放送を行う。

## 4 想定

「新しい生活様式」の実践など、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた日常生活を送っている中、大規模な地震が発生し、市内全域で震度6強以上を観測した。

沿岸部では大津波警報が発表された後に津波が襲来し、山間部ではがけ崩れも発生した。また、ライフライン(電気・ガス・水道・電話)の寸断、道路の損壊や建物倒壊、火災も発生した。

なお、市内においては、新型コロナウイルス感染症の第8波による感染者も多く、感染拡大やクラスターの発生も考えられる状況である。

## 5 訓練内容

(1)地震発生時の安全確保行動(シェイクアウト)

(テーブルの下に隠れる、安全な空間に身を寄せる等)

(2)津波避難行動(沿岸部の実施対象自主防災会は必須で実施)

(3)航空自衛隊静浜基地への避難(近隣の自主防災会のみ任意で対象)

(4)避難経路の確認(ブロック塀等、危険な箇所がないか)

(5)津波避難場所の確認(避難場所の名称、位置の再確認、避難場所の状況確認)

(6)避難時の声掛け

(7)「わが家の避難者カード」を使った安否確認訓練

(8)実動訓練：①避難所受付開設訓練 ②初期消火訓練 ③応急救護訓練・搬送法訓練

④情報収集・伝達訓練 ⑤家庭内持出品の確認 ⑥自主防災会資機材の確認

⑦静岡県防災アプリを使った避難トレーニング、時間計測や経路確認 etc

※実動訓練は、各自主防災会で、必要と思う訓練をお願いします。

## 6 訓練の中止決定及び連絡

(1)異常気象等に対しては、市民の安全確保を最優先として適切な状況判断により対応するが、以下の状況が発生した場合は、原則として中止する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

※ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、若しくは観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に発表される臨時情報

イ 市内に震度4以上の地震が発生した場合及び県内に震度5弱以上の地震が発生した場合

ウ 東南海、南海地域に被害をもたらす大規模な地震が発生した場合

エ 津波注意報及び気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮）が発表された場合

オ 市民の健康及び財産の被害が予想されると判断される場合

カ 新型コロナウイルス感染症の感染状況が2月8日（水）時点で国及び県の対策状況等を鑑み中止が適切と判断された場合

キ その他社会的に中止が必要と判断される場合

(2)中止決定日時刻

原則、令和5年3月5日（日）7時00分までに決定する。

なお、上記「6（1）カ」については2月8日までに決定する。ただし、決定日において実施の決定があった場合でも、それ以降に中止すべきと判断される事象が生じた場合にはこの限りでない。

また、上記「6（1）ア～オ、キ」の状況が突発的に生じた場合は、その都度決定する。

(3)中止連絡方法

《2月8日（水）までに決定した場合》

①郵送による通知（総括本部長・自主防災会長・防災委員長宛）

②自治会ホットライン（自主防災会代表者に対するメール送信）

③ホームページへの掲載（自主防災役員・市民向け）

※ 2月8日（水）までに実施が決定した場合は、総括本部長・自主防災会長・防災委員長に実施通知を郵送します。

《2月8日（水）から3月4日（土）の間に決定した場合》

①電話（総括本部長・自主防災会長・防災委員長宛）

②自治会ホットライン（自主防災会代表者に対するメール送信）

③ホームページへの掲載（自主防災会役員・市民向け）

④やいづ防災メール（自主防災会役員・市民向け）

⑤同報無線放送（自主防災会役員・市民向け）

⑥郵便による通知（総括本部長・自主防災会長・防災委員長宛）

※ 郵便による通知は、訓練10日前（2月24日（金））まで自主防災会役員の自宅に届く場合のみ行います。

なお、中止決定後は、住民への周知を徹底するため、自主防災会には、回覧板の実施や各自主防災会内の連絡網による電話連絡を依頼する。

問合先 焼津市防災部地域防災課 防災対策担当 松野
TEL：623-2554
FAX：625-0132
MAIL：tiikibousai@city.yaizu.lg.jp